



# 子どもを預けたいとき

## 保育施設等への申し込み

問い合わせ先／保育幼稚園課：216-1258(各支所福祉課・保健福祉課)

### 支給認定

子ども・子育て支援新制度では、幼稚園（新制度に移行する幼稚園）、認定こども園、保育所を利用する場合には、お住まいの市町村から支給認定証の交付を受ける必要があります。認定の区分は年齢や保育の必要性の有無に応じて3種類あり、保育所等を利用する場合には、2号認定（満3歳以上）又は3号認定（満3歳未満）を受ける必要があります。

支給認定区分	年齢	保育の必要性	教育・保育時間	利用できる施設
1号認定	満3歳以上	なし	教育標準時間(1日4時間を標準)	幼稚園・認定こども園
2号認定		あり	保育標準時間(1日最長11時間)	
3号認定	満3歳未満		保育短時間(1日最長8時間)	保育所・認定こども園

### 保育所等利用の申込方法等

- ▶ 利用申込の対象となる児童は、鹿児島市に居住する保育を必要とする就学前の児童です。
- ▶ 支給認定(2号・3号認定)の申請と保育所等の利用申込は同時に(兼ねて)行い、保育幼稚園課、各支所の福祉課及び保健福祉課、市内の各保育所等で受け付けています。
- ▶ 支給認定(2号・3号認定)は、保育を必要とする事由がある場合に申請することができます。詳しくはお問い合わせください。

### 保育所等の保育料

保育料の算定は、世帯の市町村民税の所得割の合計額で行います。詳しくはお問い合わせください。

※幼児教育・保育の無償化に伴い、以下の要件に該当する児童は無償化の対象となります

- 1号認定児童 … 満3歳から無償化
- 2号認定児童 … 4月1日時点で3歳以上の児童は無償化
- 3号認定児童 … 住民税非課税世帯のみ無償化

## 認可外保育施設

問い合わせ先／各認可外保育施設

児童福祉法上の認可保育所以外の乳幼児等を預かる施設の総称です。利用申込等に関する具体的な相談は、各認可外保育施設にお問い合わせください。



子どもを預けたいとき



## 一時預かり

### 保育所・認定こども園等

問い合わせ先／各保育所・認定こども園等

家庭での保育が一時的に困難となる乳幼児を、昼間において、保育所、認定こども園等で一時的に預かり、必要な保護を行うものです。なお、園により、お預かりできる児童の年齢、時間、料金等異なりますので、詳しくは希望される園へ直接お問い合わせください。

### 子育て支援施設

問い合わせ先／りぼんかん・たにっこりん・なかよしの・いしきらら

すこやか子育て交流館(りぼんかん)、親子つどいの広場(たにっこりん・なかよしの・いしきらら)において、生後2か月から未就学児のお子さんを対象に、一時預かりを行っています。料金は1時間あたり500円です。  
※初めてお子さんを預けられる方は、お子さんと一緒に事前に面接が必要となりますので、預けられる施設ごとに面接を受けてください。

## ファミリー・サポート・センター

問い合わせ先／ファミリー・サポート・センター：226-7855

育児や家事の援助を受けたい人(依頼会員)とそのお手伝いを行いたい人(提供会員)が会員となって、子育てをお互いに助け合う組織です。それぞれの条件と希望にあった会員を紹介しています。

### 援助できる内容

【育児支援】対象：生後6ヶ月～18歳まで

- 保育所や児童クラブなどの保育開始前後に子どもを預かること
- 保育所・幼稚園・放課後児童クラブ等の送迎

【家事支援】対象：母子健康手帳交付の日～産後6か月

- 妊産婦の代わりに掃除、洗濯などの家事を行うこと など

### 利用する上で必要なこと

依頼会員、提供会員ともに講習会の受講が必要です。

### 料金の基準

【一般保育家事援助】月曜日～金曜日(休日等を除く)7時～19時…1時間あたり600円  
上記以外…1時間あたり700円

【軽度の病児保育】…1時間あたり700円

## 病児・病後児保育

問い合わせ先／保育幼稚園課：808-2662 各支所福祉課・保健福祉課

保育所に入所中の児童等が病気の回復期(いまだ病気の回復に至らない状態を含む)にあるため、保育所等での集団保育が困難な状態にあり、かつ、保護者がやむを得ない事由のため家庭で保育ができない状況にある場合において、一時的にお子様を施設でお預かりして、保育を行うものです。

### 対象児童

鹿児島市に住所を有する0歳児から小学校に就学している児童

### 利用時間

(1) 月～金曜日8時30分～18時 (2) 土曜日8時30分～13時

(注) 利用時間は施設によって異なる場合がございますので、各施設にお問い合わせください。

### 利用料金

(1) 一般世帯…2,000円/1日 (2) 所得税非課税世帯…1,000円/1日

(3) 生活保護受給世帯及び市民税非課税世帯…無料

(注) 利用料金には、食事やミルク代、医療費等は含まれていません。



# 子どもを預けたいとき

- 実施施設**
- みなみクリニックダーク・ヘム(鴨池二丁目4-1)…………… ☎ 812-6165
  - 池田病院チックタック童夢館(西田三丁目10-20)…………… ☎ 255-3737
  - 紫原たはら医院グッドラック(紫原四丁目27-19)…………… ☎ 250-3231
  - ひだまりこどもクリニックぱらんせ(大明丘二丁目22-21)…………… ☎ 294-5000
  - 谷山生協クリニックレインボーキッズ(谷山中央五丁目21-22)…………… ☎ 267-2028
  - 中瀬小児科マーミン(東谷山四丁目25-7)…………… ☎ 266-1189
  - あおぞら小児科あまやどり(草牟田二丁目16-8)…………… ☎ 226-3298
  - かごしまたんぼぼ小児科病児保育ぱふ(真砂本町13-20大福第13ビル1階)…………… ☎ 202-0410
  - 豊島小児科病児保育室sano(山田町3408-6)…………… ☎ 265-3070

**利用手続き** ご利用の際は、事前に利用者の登録が必要となります。

## 子育て短期支援事業

### 短期入所生活援助(ショートステイ)事業

保護者が病気などにより、一時的に家庭での養育ができなくなった場合や、母子が夫の暴力により緊急一時的に保護を必要とする場合に児童福祉施設等で一時的に保護します。

### 夜間養護等(トワイライト)事業

保護者が仕事の都合などにより、平日の夜間または休日に不在となり、家庭での養育ができなくなった場合に、児童福祉施設等で保護します。

※利用に当たっては事前に申請する必要があります。また、保護者負担がありますが、家庭の状況によっては減免される場合もあります。

問い合わせ先/母子の保護 こども福祉課：216-1260 谷山福祉課：269-8473, 児童の養育 こども家庭支援センター：808-2665

## 児童クラブ

問い合わせ先/各児童クラブ こども政策課：216-1259 各支所福祉課・保健福祉課

就労などにより、昼間保護者が家庭にいない小学校に就学している児童に対し、適切な遊びと生活の場として児童クラブを設置し、児童の健全な育成を図ります。各児童クラブに直接、事前に申し込みを行ってください。

**開所日** 月～土曜日 **閉所日** 日曜日、祝日、12月29日～1月3日

**開所時間** 平日/14～18時  
 授業のない土曜日及び長期休業期間…8～18時  
 授業のある土曜日…授業終了後～18時

**利用できる方** 就労などにより、昼間保護者が家庭にいない小学校に就学している児童

**利用料** 保護者負担金…月額3,500円 おやつ代…月額2,000円程度 保険代…年額2,000円程度  
 ※ひとり親家庭で市町村民税非課税世帯の方、就学援助受給世帯は、負担金の減額制度もあります。

